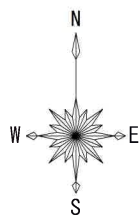


那覇港臨港地区・分区

A 1 S=1:2,000
A 3 S=1:4,000



浦添臨港地区

泊・新港臨港地区

那覇臨港地区

浦添ふ頭

新港ふ頭

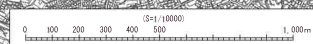
泊ふ頭

那覇ふ頭

浦添市

凡 例

	臨港地区
	商港区
	修景厚生港区
	無分区区域
	市町村界



那覇港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例

平成14年 4 月 1 日
条例第 9 号

改正 平成20年 2 月20日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第40条の規定に基づき、那覇港臨港地区内の分区における建築物その他の構築物（以下「構築物」という。）の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例で「商港区」、「バンカー港区」及び「修景厚生港区」とは、法第39条第 1 項の規定により管理者が別に指定する商港区、バンカー港区及び修景厚生港区をいう。

(禁止構築物)

第 3 条 法第40条第 1 項に規定する条例で定める構築物は、次に掲げるもの以外のものとする。ただし、管理者が公益上やむを得ないと認めて許可した構築物及び臨港地区内の特定の地区について管理者が策定した計画において整備することが適当と認められた構築物を除く。

(1) 商港区の区域内においては、別表第 1

(2) バンカー港区の区域内においては、別表第 2

(3) 修景厚生港区の区域内においては、別表第 3

(罰則)

第 4 条 法第40条第 1 項の規定に違反した者は、5 万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に建築確認を受け、この条例施行の日から起算して30日以内に管理者の承認を受け工事に着手したものについては、現に存する構築物とみなす。

附 則（平成20年 2 月20日条例第 1 号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際現に建設又は改築中の構築物は、この条例による改正後の那覇港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の規定の適用については、現に存する構築物とみなす。

別表第1（第3条関係）

- 1 法第2条第5項第2号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設（危険物置場及び貯油施設を除く。）
- 2 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業その他管理者が指定する事業を行う者の事務所（これらの事業を行う者が相当数入居する事務所を含む。）
- 3 会議場施設、展示施設、研修施設
- 4 情報処理施設、電気通信施設
- 5 トラックターミナル、卸売市場その他の流通業務施設
- 6 第2項から前項までの施設に従事する者のための休泊所、診療所その他管理者が指定する福利厚生施設
- 7 税関、国の運輸部門及び港湾建設部門を所掌する事務所、海上保安官署、検疫所、入国管理事務所、警察署、消防署その他管理者が指定する官公署の事務所
- 8 飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の規定に該当するものを除く。以下同じ。）、旅館及びホテル並びにその附帯施設その他管理者が指定する便益施設
- 9 マリンスポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート、釣り船、遊覧船等のための施設
- 10 日用品の販売を主たる目的とする店舗（管理者が指定する規模以下のものに限る。以下「日用品販売店」という。）
- 11 郵便局その他郵便の業務を行う者の営業所、銀行の支店、保険業の店舗
- 12 ガソリンスタンド
- 13 自動車の修理場（管理者が指定する規模以下のものに限る。）

別表第2（第3条関係）

- 1 法第2条第5項第2号から第5号まで及び第8号の2から第10号の2までに掲げる港湾施設
- 2 貯油施設その他の燃料保管施設
- 3 給油業者その他の燃料供給業者の事務所
- 4 税関、国の運輸部門及び港湾建設部門を所掌する事務所、警察署、消防署その他管理者が指定する官公署の事務所

別表第3（第3条関係）

- 1 法第2条第5項第2号から第5号まで及び第8号の2から第10号の2までに掲げる港湾施設
- 2 日用品販売店、飲食店その他管理者が指定する便益施設

那覇港管理組合告示第14号
平成20年2月20日

那覇港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例
別表第1及び別表第3の規定に基づく事業等の指定

那覇港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（平成14年那覇港管理組合条例第9号）別表第1第2項の規定に基づく事業、第7項の規定に基づく官公署、第10項の規定に基づく日用品販売店の規模及び第13項の規定に基づく自動車の修理場の規模並びに別表第3第2項に規定に基づく日用品販売店の規模を次のように指定する。

那覇港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例別表第1の規定に基づく事業等の指定（平成14年告示第3号）は、廃止する。

那覇港管理組合管理者 仲井眞 弘多

- 1 管理者が指定する事業（別表第1第2項）
貿易事業、観光事業及び水先案内業
- 2 管理者が指定する官公署（別表第1第7項）
植物防疫事務所、動物検疫所、食糧事務所、製品評価技術センター、海難審判庁、公共職業安定所及び国道事務所
- 3 管理者が指定する規模（別表第1第10項）
日用品販売店の床面積の合計が200㎡
- 4 管理者が指定する規模（別表第1第13項）
自動車の修理場における作業場の床面積の合計が300㎡
- 5 管理者が指定する規模（別表第3第2項）
日用品販売店の床面積の合計が都市公園法（昭和31年法律第79号）第4条第1項の規定による公園施設の建築物の許容建築面積又は200㎡のいずれか小さい規模